

歳末消防警戒実施要領

1 実施期間

12月21日から同月31日までの11日間とし、第1期及び第2期に区分する。

- (1) 第1期は、12月21日から27日の7日間とし、各市町村の実態に応じた火災予防広報活動及び予防査察などを実施する通常警戒期間とする。
- (2) 第2期は、12月28日から31日の4日間とし、消防機関が全力を挙げて警戒にあたる特別警戒期間とする。

2 第1期（通常警戒期間）について

(1) 広報活動

管内の巡回広報を活発に行うとともに、火災予防に関する標語の掲示、広報紙の配布のほか、町内会、事業所、防火団体、自主防災組織等に対し、火災予防思想の一層の普及を図り、協力を求めるとともに、家庭及び地域などにおける防火対策の推進を図ること。

(2) 予防査察

防火対象物のうち、特に多数の者が出入りする百貨店、旅館、映画館などの施設に対して予防査察を行い火気管理の徹底を図るとともに、とりわけ不特定多数の者が出入りする防火対象物の管理者に対しては、夜間における避難誘導體制の確立及び消防用設備等の適切な維持管理の指導を強化すること。

(3) 機械器具の点検整備

寒気や積雪等を考慮して、緊急時の活動に支障を生じないように、消防機械器具の点検整備を厳重に実施すること。

(4) 消防水利及び道路の調査保全

消防水利の機能点検、保全を実施するとともに、消防車両の進入道路を確保するために、巡回調査を実施し、除雪や障害物の排除に努めること。

3 第2期（特別警戒期間）について

(1) 警戒の強化

各市町村の実態に応じ、防災行政無線（同報系）、広報車両等による巡回、サイレンの吹鳴などを通じて、火災に対する住民の注意をより一層喚起すること。

(2) 警戒体制の強化

警戒及び消火活動に必要な消防職員について、その職務分担を明確にするとともに、消防団との連絡体制を再確認し、警戒体制の充実と緊急時の初動態勢に万全を期すること。

(3) 特別巡視の実施

巡視計画を策定のうえ、巡視を励行し、火災の未然防止及び早期発見に努めること。

また、緊急時に備え、巡視員と警戒本部との連絡体制を確立しておくこと。

4 その他

(1) 警察においても、年末年始の特別警戒が実施されているので、所轄警察機関との連絡体制に配慮すること。

(2) 第1期における実施事項は、第2期においても引き続き行うこと。